

岐阜県公報

第 五 百 五 十 九 号
令 和 七 年 一 月 二 十 八 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 二一九

教育委員会規則

岐阜県教育委員会の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則 (義務教育課・高校教育課) 三〇〇

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 三〇〇

岐阜県教育職員給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 三三三

告 示

救急病院の認定 (医療整備課) 三三四
道路の占用を制限する区域の指定 (道路維持課) 三三四
岐阜県指定金融機関等の指定 (出納管理課) 三三五

公 示

あつせん員候補者の氏名・職業等 (労働委員会) 三三六

規 則

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二号

岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第一項中「又は第三号」を削る。

第九条第三項中「建築士名簿」を「閲覧所における建築士名簿」に改め、同条第四項中「知事は、」の下に「閲覧所における」を、「ときは、」の下に「閲覧所」を加え、同条第六項中「対して、」の下に「閲覧所における」を加え、同項第二号中「き損」を「毀損」に改める。

別記第三号様式表面中

2	生年月日	
3	性別	
4	登録番号	
5	登録年月日	
6	変更年月日	

を

写真貼付欄
1. 申請者本人のみ
2. 6月以内に撮影したもの
3. 正面、縦向き、無背景
4. 縦45mm×横35mm

7 変更の理由

写真の裏面に氏名を記載してからのりですっかりと貼り付けてください。

2 登録番号	写真貼付欄
3 登録年月日	注意
4 変更年月日	1. 申請者本人のみ 2. 6月以内に変更した者のみ
5 変更の理由	3. 正面、無鬚、無青髭 4. 縦50mm×横30mm 写真の裏面に氏名を記載してからのりですっかりと貼り付けてください。

同様式表面注意事項第

「6変更年月日」を「4変更年月日」に、「7変更理由」を「5変更の理由」に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

教育委員会規則

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する規則（令和二年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第3(1)」を「第二章第一節(1)」に改め、同項第一号中「四十五時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、一箇月について四十二時間)」を加え、同項第二号中「三百六十時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、一年について三百二十時間)」を加え、同条第二項第二号中「四十五時間」の下に「(条例第五条第一項の規定により勤務時間の割振りを定める場合にあつては、四十二時間)」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「行う場合」の下に「、岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）第五条の二の規定により指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）」を加え、同条第二項中「職務に専念する義務の特例に関する条例」の下に「(昭和二十六年岐阜県条例第四号)」を加える。

第七十二条第二項第一号中「当該年の」を「当該年（教育職員等）(条例第四十二条第

一項に規定する教育職員等をいう。以下同じ。)にあつては、当該年度、以下同じ。)の「に改め、同条第五項中「各号」を削り、同項第一号中「前年」の下に「教育職員等にあつては、前年度、以下同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

9 条例第四十二条第三項の人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、当該日数が四十日を超える場合にあつては、四十日とする。

一 教育職員等以外の職員であつて一月一日又は四月一日から十二月三十一日までの間の人事異動により教育職員等となるもの 人事異動の日から当該日の属する年度の末日までの間の末日までの間にあつては、当該人事異動の日における年次休暇の残日数、その翌年度にあつては当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数から当該人事異動の日から当該日の属する年度の末日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)に五日を加えて得た日数

二 教育職員等以外の職員であつて一月二日から三月三十一日までの間の人事異動により教育職員等となるもの 人事異動の日から当該日の属する年度の末日までの間にあつては当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数、その翌年度にあつては当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数から当該人事異動の日から当該日の属する年度の末日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)に五日を加えて得た日数

三 教育職員等であつて一月一日から四月一日までの間の人事異動により教育職員等以外の職員となるもの 人事異動の日から当該日の属する年の末日までの間にあつては、当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数に十五日を加えて得た日数

四 教育職員等であつて四月二日から十二月三十一日までの間の人事異動により教育職員等以外の職員となるもの 人事異動の日から当該日の属する年の末日までの間にあつては当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数、その翌年にあつては当該人事異動の日の前日における年次休暇の残日数から当該人事異動の日から当該日の属する年の末日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)に十五日を加えて得た日数

10 定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「四十日を超える場合にあつては、四十日」とあるのは「その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が別に定める日数を超える場合にあつては、当該人事委員会が別に定める日数」と、同項第一号及び第二号中「五日」とあり、及び同項第三号及び第四号中「十五日」とあるのは「その

者の勤務時間等を考慮し人事委員会が別に定める日数」とする。
第七十二条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員等以外の職員であつて人事異動により教育職員等となるもの又は教育職員等であつて人事異動により教育職員等以外の職員となるものの勤務形態が同項各号に掲げる場合において変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し人事委員会が別に定める日数とする。

別表第一の三教育委員会の部学校の項中「(昭和四十六年岐阜県条例第三十七号)」を削り、「八種」を「八種」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める日数)

2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和六年岐阜県条例第三十号。以下「改正条例」という。)附則第二項の五日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 五日

二 斉一型短時間勤務職員(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する

条例施行規則(以下「勤務条件規則」という。)第七十二条第一項第一号に規定する斉一型短時間勤務職員をいう。以下同じ。) 五日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

三 不斉一型短時間勤務職員(勤務条件規則第七十二条第二号に規定する不斉一型短時間勤務職員をいう。以下同じ。) 三十八時間四十五分に岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)第十八条で読み替えて適用する岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号。以下「勤務条件条例」という。)

第三十一条第一項、同条第二項又は第三項(育児休業条例第二十三条の規定により読み替えて適用された場合を含む。次項において同じ。)(の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じ

て得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

3 改正条例附則第二項の四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 四十日

二 齊一型短時間勤務職員 二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数に二十日を加えて得た日数

三 不斉一型短時間勤務職員 百五十五時間に育児休業条例第十八条で読み替えて適用する勤務条件条例第三十一条第一項、同条第二項又は第三項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数に二十日を加えて得た日数

4 前項の規定にかかわらず、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十九条第一項又は第二項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の改正条例附則第二項の四十日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数は、四十日とする。

5 前三項に定めるもののほか、年次休暇の日数に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第一号

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例施行規則（昭和四十六年岐阜県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務教育職員等」に改め、同条中「掲げる職員」を「掲げる教育職員」に、「当該職員」を「当該教育職員」に改め、同条第一号中「第二十二条の五第一項」の下に「の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」を加え、「採用された職員」を「採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）」に改め、同条第二号中「第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員」を「第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第六項において「育児短時間勤務」という。）をしてしている教育職員」に、「をしてしている職員」を「（次条第六項において「短時間勤務」という。）をしてしている教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）」に改め、同条第三号中「職員」を「教育職員」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第四条 条例第五条第三項第一号に規定する教育職員は、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要があると服務監督教育委員会（同条第一項に規定する服務監督教育委員会をいう。以下同じ。）が認める者とする。この場合において、服務監督教育委員会は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保できるような配慮をしなければならない。

2 条例第五条第三項第二号の対象期間（以下「対象期間」という。）は、長期休業期間等（同条第一項に規定する長期休業期間等をいう。以下同じ。）の全部又は一部を含む期間であつて、四月一日から翌年三月三十一日までの期間の範囲内で、各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が必要と認める期間とする。

3 条例第五条第三項第二号の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、同条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第五条第三項第四号の特定期間（以下「特定期間」という。）は、各学校の実情に応じ、服務監督教育委員会が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要があると認める期間とする。

5 条例第五条第三項第四号の起算日は、服務監督教育委員会が定める日とし、服務監督教育委員会は、同条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

6 条例第五条第三項第五号の勤務日（以下「勤務日」という。）は、月曜日から金曜日までの五日間（育児短時間勤務教育職員等にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち当該育児短時間勤務又は短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定めた週休日を除く日、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日を除く日）とする。ただし、次項に定める場合又は特別の事情がある場合は、この限りでない。

7 前項本文の規定にかかわらず、服務監督教育委員会は、長期休業期間等の一部の日その他の必要と認める日を勤務日としないことができる。

8 第六項ただし書の特別の事情がある場合において、服務監督教育委員会は、対象期間において六日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間において一週間に一日の週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては、一週間に一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）が確保できる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。

9 服務監督教育委員会は、条例第五条第三項第五号の勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間（育児短時間勤務教育職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分又は八時間十五分

三 前二号に掲げる日以外の日 七時間四十五分

10 服務監督教育委員会は、条例第五条第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間（同条第三項第五号に規定する最初の期間をいう。以下同じ。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数（育児短時間勤務教育職員等にあつては日曜日及び土曜日並びに当該育児短時間勤務等の内容に従い任命権者が定めた週休日の日数、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期

付短時間勤務教育職員にあつては日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうち任命権者が定めた週休日の日数）を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

11 服務監督教育委員会は、条例第五条第四項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の数について当該各号に定める時間（育児短時間勤務教育職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間）を乗じて得た時間を合計した時間を総勤務時間として割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として服務監督教育委員会が必要と認める日 九時間

二 一年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日であつて前号に掲げる日以外の日のうち服務監督教育委員会が必要と認める日 八時間三十分又は八時間十五分

三 前二号に掲げる日以外の日 七時間四十五分

12 服務監督教育委員会は、条例第五条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定めた場合（同条第五項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割り振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

13 服務監督教育委員会は、条例第五条第一項の規定により週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間が三箇月を超えるときは、当該対象期間について一年当たり二百八十日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。

14 服務監督教育委員会は、条例第五条第一項の規定により勤務時間を割り振る場合には、九時間を超えない範囲内で一日の勤務時間を割り振るものとし、四十八時間を超えない範囲内で一週間の勤務時間を割り振るものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）
第五条 条例第五条の二第一項の四週間を超えない期間につき一週間当たり通常の勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として四週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して四週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、四週間を超えない一週間を単位

とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第五条の二第一項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、十五分の時間を単位として行うものとする。

3 服務監督教育委員会は、条例第五条の二第一項の規定により勤務することを要しない時間を指定する場合には、同項の期間内の日のうち岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）第三十八条に規定する休日及び同条例第三十九条第一項に規定する代休日を除いた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、服務監督教育委員会が、公務の運営並びに教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員（岐阜県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岐阜県条例第三十三号）附則第三十項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務教育職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員をいう。）とみなして、改正後の第三条第一号並びに第四条第六項及び第九項から第十一項までの規定を適用する。

告 示

岐阜県告示第三十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

令和七年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名	所 在 地	有効期間
-------	-------	------

山田病院

岐阜市寺田七丁目一〇番地

自 令和七〇七・一九

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	高町山方線	高山市大新町（高山警察署）から 高山市大新町（市道交点）まで	

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年二月十一日

岐阜県告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。
なお、その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	備考
県道	金山線	郡上市明宝小川（市道交点）から 郡上市明宝畑佐（市道交点）まで	
中	有	郡上市八幡町市島（市道交点）から 郡上市八幡町市島（郡上市立口明方小学校）まで	
道	穂		
	坪		
	線		

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和七年二月十一日

岐阜県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条第一項の規定により、県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせる金融機関を指定したので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十八号第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

令第六十八号第一項に規定する指定金融機関は株式会社十六銀行とし、同条第三項に規定する指定代理金融機関は株式会社大垣共立銀行とし、同条第四項に規定する収納代理金融機関は別表に掲げる金融機関（令第六十八号の三第一項に規定する納入に関する書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に基づいて公金の収納をする場合にあつては、別表名称の欄に掲げる金融機関並びに株式会社三菱UFJ銀行、PayPay銀行株式会社及び楽天銀行株式会社）とする。

この告示は、令和七年四月一日から適用し、令和十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

別表

名 称	事務取扱店舗
株式会社みずほ銀行	国内所在の店舗
株式会社三井住友銀行	同
株式会社北陸銀行	岐阜県内所在の店舗及び中村支店
株式会社三十三銀行	岐阜県内所在の店舗
株式会社滋賀銀行	同
株式会社富山第一銀行	同
株式会社あいち銀行	同
株式会社名古屋銀行	同

岐阜信用金庫	同
大垣西濃信用金庫	同
高山信用金庫	同
東濃信用金庫	同
関信用金庫	同
八幡信用金庫	同
尾西信用金庫	同
桑名三重信用金庫	同
岐阜商工信用組合	同
イ才信用組合	同
飛騨信用組合	同
益田信用組合	同
近畿産業信用組合	同
東海労働金庫	同
岐阜県信用農業協同組合連合会	同
ぎふ農業協同組合	同
西美濃農業協同組合	同
いび川農業協同組合	同
めぐみの農業協同組合	同
陶都信用農業協同組合	同
東美濃農業協同組合	同
飛騨農業協同組合	同

公 示

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

令和七年一月二十八日

岐阜県労働委員会

会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋保賢一	弁護士 岐阜県労働委員会委員十期	令和五・二二・二五
浅井直美	弁護士 岐阜県労働委員会委員七期	同
三井 栄	東海国立大学機構岐阜大学社会システム経営学環教授 岐阜県労働委員会委員七期	同
大野正博	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員会委員六期	同
武藤玲央奈	弁護士 岐阜県労働委員会委員一期	同
筒井和浩	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長 岐阜県労働委員会委員五期	同
栗本理花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副事務局長 岐阜県労働委員会委員八期	同
北島あづさ	岐阜一般労働組合執行委員長 岐阜県労働委員会委員五期	同
大宮 満	JAM東海岐阜県連絡会会長 岐阜県労働委員会委員三期	同
田中あさ子	UAゼンセン岐阜県支部支部長 岐阜県労働委員会委員一期	令和七・一・一四
安藤正弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理事 岐阜県労働委員会委員五期	令和五・二二・二五

村瀬尚子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員五期	同
一柳正義	セイノーホールディングス株式会社顧問 岐阜県労働委員会委員四期	同
今尾任城	株式会社イマオコーポレーション代表取締役社長 岐阜県労働委員会委員二期	同
景山多美	株式会社東海化成常務取締役 岐阜県労働委員会委員一期	同

令和七年一月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社